

平成28年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備補助事業
BELS評価機関に対する評価支援事業補助金申込み要領

平成28年6月28日
(一社)住宅性能評価・表示協会

概要

- ・本事業は、国土交通省の平成28年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備補助事業の一環として、当協会事務局が実施する事業です。
- ・本事業は、BELS評価機関に対し、当該機関が実施したBELS評価に係る評価料の補助を行うものです。
- ・本事業による補助金額は、BELSの評価手数料の減免額の合計を限度とします。
- ・本補助を受けるBELS評価機関は、事前の申請が必要であり、以下を確認した上で当協会事務局にお申込み下さい。

1. 募集要件

(1) BELS評価機関の要件

補助の対象となる評価機関は、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）（以下、「BELS」という。）に基づく評価機関で、当協会にBELS評価機関の登録を受けた機関を対象とします。

(2) 補助の対象

補助の対象は、BELS評価機関が実施したBELS評価に係る評価料とし、以下を条件とします。

- ① BELS取得申請事業者がBELS取得に係る評価料に対して、本事業とは別に他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）等を受けている場合又は受ける見込みのある場合は、補助の対象とならない。

なお、地方公共団体等の補助金等との併用については、国庫補助が含まれていない場合は併用が可能である。他の補助金との併用を検討する際は、補助対象や補助の条件について地方公共団体等に確認すること。

- ② BELSの評価料に対する補助は、各評価機関で定めた定価に対する実費全額補助とする。但し、補助額の上限は建物用途及び用いた評価手法等に応じ表-1～表-2のとおりとする。消費税及び地方消費税は、補助対象外とし、補助対象費用は、消費税等を除いた額とする。また、補助金は消費税の対象とならない不課税¹⁾扱いとなる。
- ③ BELSの評価料に対する補助は、支店等を含む同一のBELS評価機関において、BELS取得申請事業者1社当り5件²⁾を上限とする。

- 注 1) 消費税は国内において、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け役務の提供が課税の対象となります。従って、補助金、寄付金、祝い金、見舞金等是对価として支払われるものではないため、課税の対象とならないもの（不課税）になります（国税庁ホームページ参照 <https://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6157.htm>）。
- 2) 同一住棟内にある住戸の申請は、複数住戸に対する評価であっても1件とみなします。

表－1 補助額の上限（住宅の場合）

建物形式	区分	補助額の上限	
		単独申請の場合	併願申請の場合
一戸建て		27,000円	9,000円
共同住宅 (住戸のみの評価)	基本料金	55,000円	27,500円
	戸当り料金	3,500円	1,700円
共同住宅 (建物全体の評価)	基本料金	50,000円	30,000円
	戸当り料金	6,000円	3,000円

- 注) ・併願申請とは、BELSの評価申請を、設計住宅性能評価や長期優良住宅認定に係る技術的審査等の申請と併せて行うことをいう。
- ・改修前後の評価を行う場合の上限額は、表－1の額の1.5倍の額とする。
 - ・共同住宅で「住戸のみの評価」と「建物全体の評価」の両方を行う場合の上限額は、表－1に示す「建物全体の評価」の額とする。
 - ・住宅と非住宅の複合建築物の評価を行う場合の上限額は、住宅（表－1）及び非住宅（表－2）の上限額の合計とする。

表－2 補助額の上限（非住宅の場合）

用いた評価手法	補助額の上限		
	規模	ホテル等・病院等・集会所等	左記以外の用途
標準入力法 主要室入力法 BEST	～ 2,000m ² 以下	180,000円	120,000円
	2,000m ² 超～ 5,000m ² 以下	250,000円	160,000円
	5,000m ² 超～20,000m ² 以下	300,000円	200,000円
	20,000m ² 超～50,000m ² 以下	520,000円	330,000円
	50,000m ² 超～	750,000円	500,000円
モデル建物法	～ 2,000m ² 以下	90,000円	60,000円
	2,000m ² 超～ 5,000m ² 以下	125,000円	80,000円
	5,000m ² 超～20,000m ² 以下	150,000円	120,000円
	20,000m ² 超～50,000m ² 以下	260,000円	180,000円
	50,000m ² 超～	400,000円	250,000円

- 注) ・改修前後の評価を行う場合の上限額は、表－2の額の1.5倍の額とする。
- ・住宅と非住宅の複合建築物の評価を行う場合の上限額は、住宅（表－1）及び非住宅（表－2）の上限額の合計とする。

(3) 補助対象期間

交付決定通知日から平成29年2月28日（火）までの期間内に、BELS評価機関においてBELS評価書を交付した案件であり、かつ、平成29年3月2日（木）までに完了実績報告書が提出されたものを対象とします。但し、補助対象期間内であっても、補助金額が予定額に達した場合は、途中で申請の受付を終了します。

2. 申請の全体の流れ

(1) 申請の流れ

申請の流れは表-3のとおりです。

表-3 申請の流れ

交付申請者 (BELS 評価機関)		(一社) 住宅性能評価・表示協会
① 交付申請 BELS 評価予定案件数等を基に必要な補助金の額を申請 (期日：平成28年7月8日)	→	交付申請の確認・受理 交付申請の内容について、妥当性を確認し、受理
② 交付決定通知書の受理	←	交付の決定 補助金額を記した交付決定通知書を送付
③ BELS 評価の実施		
④ 事業の実施状況報告 各月末時における事業の実施状況について、原則翌月上旬までに実施状況報告書で報告（原則毎月報告）	→	実施状況の確認 提出された実施状況報告書の内容について確認
⑤ 交付変更申請（※）	→	交付変更申請書の確認・受理 交付変更申請の内容について、妥当性を確認し、受理
⑥ 交付変更通知書の受理	←	交付変更承認 交付変更通知書を送付
⑦ 完了実績報告書 実施状況報告書に基づき、完了実績報告書を作成、提出 (期日：平成29年3月2日)	→	完了実績報告書の確認・受理 完了実績報告書の内容について、妥当性を確認し、受理
⑧ 補助金確定額通知の受理	←	補助金確定額の通知 補助金の確定額を通知
⑨ 補助金の受理 (平成29年3月末を予定)	←	補助金の支払い

※ 交付変更申請は、必要となる補助金の額が直近の交付決定額を増減することが明らかとなった際に提出するものとします。

(2) 申請期間

本事業の実施を希望するBELS評価機関は、本事業の公募開始日より平成28年7月8日（金）【消印有効】までに、表-4に示す申請書類を当協会事務局に、提出して下さい。

(3) 申請方法

指定の補助金交付申請書（様式1）に必要事項を記入し、表-4に示す申請書類を添付して提

出して下さい。当協会事務局で申請書類の内容を確認、受理したうえで、申請者（BELS 評価機関）に交付決定通知書を送付します。

表－4 申請書類一覧

書類名	提出部数	提出方法	備考
補助金交付申請書（様式1） ¹⁾	2部及びPDF ファイル	書類については郵送、宅配便又は持参。 電子ファイルについては電子メールにて提出。	想定する申請案件の標準的な評価料金（標準評価料）と見込み件数より交付申請額を算定して下さい。
申請の制限に係る事案の有無等の確認書（様式2） ¹⁾			
念書（様式3） ¹⁾			
BELS評価機関登録証（写し）			
BELS評価業務規程及び同約款			
BELS評価料金表			

注 1) 提出部数2部のうち、1部はコピーで可。

■ 提出先・お問い合わせ先

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 省エネ建築物の補助事業事務局（横山、永井）
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地 神楽坂一丁目ビル6階
メールアドレス：shouene-hojo@hyoukakyoukai.or.jp
電話：03-5229-7440（土日祝日を除き 9:30～17:30まで）
FAX：03-5229-7443
[申請書等掲載場所]
ホームページ（www.hyokayoukai.or.jp/house/2016/bels_support.html）

3. 事業の実施状況報告等について

(1) 実施状況報告日

各月末時における評価書発行済みの実施状況について、原則として翌月上旬までに報告して下さい。平成28年度においては、表－5の通りとなります。なお、報告日及び報告回数については、今後、見直す可能性があります。報告日や報告回数を見直した場合は、当協会事務局より随時、申請者（BELS評価機関）に対して連絡します。

表－5 実施状況報告日

実施月	実施状況報告日	実施月	実施状況報告日
7月分	8月5日（金）まで	11月分	12月7日（水）まで
8月分	9月7日（水）まで	12月分	1月13日（金）まで
9月分	10月7日（金）まで	1月分	2月7日（火）まで
10月分	11月8日（火）まで	2月分（※）	3月2日（木）まで

※ 2月分については完了実績報告時にあわせて実施状況報告書を提出して下さい。

(2) 提出方法

申請者（BELS評価機関）は、表－6に示す書類を実施状況報告日までに当協会事務局へ提出して下さい。

表－6 実施状況報告時の提出書類

書類名	提出部数	提出方法	備考
実施状況報告書（様式4）	2部及びエクセルファイル	書類については郵送、宅配便又は持参。 電子ファイルについては電子メールにて提出。	各月末時における事業の実施状況について実施状況報告書を提出して下さい。
引受け承諾書（写し）	2部及びPDFファイル		減免後の評価手数料の額を明記するか内訳が分る見積書等を添付して下さい。
BELS評価書（写し）			発行したBELS評価書の頭紙の写しを提出して下さい。

4. 交付変更申請

交付通知を受けた事業について、必要となる補助金の額が増減することが明らかとなった際には、速やかに当協会事務局に連絡し、補助金交付変更申請書（様式5）を当協会事務局へ提出して下さい。

5. 完了実績報告について

(1) 完了実績報告書の提出方法

平成29年3月2日（木）17時【必着】までに、実施したBELS評価事業について表－7に示す完了実績報告書（様式6）及び添付書類を当協会事務局まで提出して下さい。提出された書類の内容が交付要件に適合しているか審査したうえで、補助金確定額を通知し、補助金の支払いを行います。

なお、2月分の実施状況報告書については、完了実績報告書と一緒に提出して下さい。

また、補助金が当初の予定額に達し、期間の途中で補助金交付申請の受け付けを終了した場合、完了実績報告書等の提出日等の日程については、別途ご連絡します。

表－7 完了報告時の提出書類

書類名	提出部数	提出方法	備考
完了実績報告書 ¹⁾	2部及びPDFファイル	書類については郵送、宅配便又は持参。 電子ファイルについては電子メールにて提出。	事業が終了した時点で完了実績報告書を提出して下さい。
実施状況報告書（様式4）	2部及びエクセルファイル		2月分のみ
引受け承諾書（写し）	2部及びPDFファイル		2月分のみ
BELS評価書（写し）			2月分のみ（発行したBELS評価書の頭紙の写しを提出して下さい。）
請求書（様式7） ¹⁾			

注 1) 提出部数2部のうち、1部はコピーで可。

(2) 提出先

2. (3) 申請方法の提出先に同じ。

(3) 補助金支払いのスケジュール

補助金の支払いは、平成29年3月末を予定しています。

(4) その他

提出書類等に不備・虚偽が確認された場合や、不誠実な行為等が確認された場合、期限までに完了実績報告書が提出されない場合は補助の対象外とします。

6. 事業中及び事業完了後の留意点

(1) 会社再編等に伴う補助事業の継承に係る手続き

補助対象者に、法人間の合併・買取及び統廃合、分社化等の会社再編により、補助事業に係る権利義務の承継又は移転が発生する場合は、評価協会事務局へご相談下さい。

(2) 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

BELS 評価機関に対する評価支援事業補助金交付規程に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金の返還等の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

(3) 個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報については、交付申請等に係る事務処理以外には使用いたしません。

(4) その他

この要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 平成28年度BELS評価機関に対する評価支援事業補助金交付規程
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 四 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 五 住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付国住生第4号）
- 六 その他関連通知等に定めるもの

申請様式一覧

書 類 名	様 式
補助金交付申請書	様式 1
申請の制限に係る事案の有無等の確認書	様式 2
念書	様式 3
実施状況報告書	様式 4
補助金交付変更申請書	様式 5
完了実績報告書	様式 6
請求書	様式 7
補助金申請取下げ書	様式 8
廃止承認申請書	様式 9
補助金交付通知書	様式 1 0
補助金交付変更通知書	様式 1 1
補助金額の確定通知書	様式 1 2